

平成21年度 保育園入園のご案内

市内の保育園への入園(転園)申し込みは来年1月6日(火)から受付を開始します。
 ☎子育て支援室 ☎内線2662

市内の保育園への入園(転園)の一斉申し込み

- ▶ 来年4月1日からの入園(転園)を希望する方
 すでに平成20年度の入園を申し込んで待機中の方、新年度に転園をご希望の方も、再度申し込みが必要です。
- ▶ 平成21年1月6日(火)～12日(祝)(土・日曜日、祝日も受付) 午前9時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)
- ▶ 市役所第三庁舎311・312号会議室
 募集人数は当日会場で発表します。
 園によっては募集のないクラスもありますのでご注意ください。
 手続き全般や保育園に関する情報は、「保育園入園案内(平成21年度)」をご覧ください。保育園に関する情報は、みたか子育てねっと <http://www.kosodate.mitaka.ne.jp> でも見ることができます。



市外の保育園への入園

- ▶ 入園申し込みをする自治体の申込締切日1週間前までに、子育て支援室(市役所4階44番窓口)へ(土・日曜日、祝日を除く)
 締切日は各市区町村で異なりますのでご確認ください。

誕生間もないお子さんの入園申し込み

- ▶ 保育園は、生後57日目からのお子さんを受け入れています。
- ▶ 来年度の一斉申込期間中(平成21年1月6日～1月12日)に、誕生直後で出生届の提出ができない方と、一斉申込期間後の2月3日までに誕生するお子さん
 2月3日までに生まれたお子さんの場合、4月1日の入園日で生後57日目を迎えるため受け付けています。
- ▶ 出生届提出後、平成21年1月13日(火)～2月5日(木)(土・日曜日を除く)に子育て支援室(市役所4階44番窓口)へ

中小・小規模企業の資金繰りを支援します

☎経済産業省関東経済産業局産業部中小企業課・中小企業金融課 ☎048-600-0334(直通)・048-600-0425(直通)

10月31日にスタートした緊急保証の枠を6兆円から20兆円に拡大しました。

対象業種は12月10日に80業種を追加し、全国の中小・小規模企業314万社をカバーする698業種に拡大しました。
 この緊急保証制度は、信用保証協会の100%保証です。責任共有制度の適用はありません。
 対象業種の方は、一般保証8,000万円に加えて別枠で8,000万円(担保がある方は、一般保証2億円に加えて別枠で2億円)までの保証を利用できます。
 対象業種は中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp> でご確認ください。

セーフティネット貸付は、業種を問わず利用可能です。この貸付枠も3兆円から10兆円に拡大します。

全業種の方が4億8,000万円(中小企業の方)、4,800万円(小規模企業の方)まで利用できます。

そのほか、貸し渋り防止や法人税の軽減税率をさらに引き上げるなど、資金繰りに苦しむ中小・小規模企業を幅広く支援します。

みんなの環境

みたか環境活動推進会議の委員が、みんなで共有したい環境の話題を紹介します。

第4回

『やねのうえ おひさまの力 エコになる』

三鷹市が募集した「環境への思いやり」がテーマの環境標語で、優秀賞に選定された作品のひとつです。

だんだん気温が下がり、一年で一番日が短い冬至のころを迎えました。そんな季節だからこそ太陽の暖かさをありがたく思い、改めて“おひさまの力”を感じます。太陽の光や熱を利用した設備は三鷹市をはじめ、国や東京都でも導入をすすめています。もっと手軽に“おひさまの力”を利用して省エネに暮らせないでしょうか？

私たち一般家庭では、全消費エネルギーの約4分の1を暖房に使っているのに、暖房の使い方を見直すことは大きな効果があります。しかし、省エネのために寒さを我慢するのは、イヤだ。そこで、太陽の“ものを温める力”がポイントになります。

冬の低い太陽は、窓から部屋の奥まで差し込んできます。我が家では昼間にできるだけ日光を取り込んで、床や壁を暖め、暖房の補助とします。日が沈むころは、早めに雨戸と床まで届く厚手のカーテンを閉めて、窓からの冷気を防ぎます。そして暖房に頼るだけではなく、重ね着など快適な衣服を選ぶよう心がけています。

でも一番好きなのは、おひさまの下で身体を動かすこと。これも立派な省エネではないでしょうか。(A委員)

☎環境対策課 ☎内線2523・2524

特定不況対策緊急資金融資 あっせん制度を拡充しました

市では景気の急速な冷え込みを受け、厳しい経営環境に置かれている市内の中小事業者を支援する緊急経済対策を12月1日から新たに拡充し、金融機関から借り入れた運転資金(800万円まで)の利子部分と信用保証料を全額補助しています。すでに同制度を利用されている事業者の方にも適用されます。

概要

貸付期間は6年間(すでに特定不況融資を利用中の事業者は残りの期間)です。
 市の特定不況対策緊急融資あっせん制度(特定不況融資)の申し込み者が、国の緊急保証制度(原材料価格高騰対応等緊急保証・セーフティネット保証)の指定業種に該当する場合、利子部分の全額を補助します。また、すでに特定不況融資を利用中の事業者についても、指定業種に該当している場合は12月1日以降(12月1日以降に追加指定された業種の場合は指定日以降)の利子部分を申請に基づき補助します。
 国の緊急保証制度の指定業種が拡大され、特定不況融資をすでに利用中の事業者が新たに指定業種に該当した場合も、それ以降の利子部分を申請に基づき全額補助します。
 信用保証料はこれまでどおり全額補助します。
 申請期限は平成22年3月末

	あっせん利率	市の利子補給率	本人負担利率	保証料
現行制度	2.375%	1.725%	0.65%	全額
拡充後	2.375%	全額	本人負担なし	全額

対象

以下の条件を満たす市内の事業者・事業所
 常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)
 最近1年間または3カ月間の売上高(生産額)が前年・2年前・3年前のいずれかの同期と比較して10%以上減少している
 全国の信用保証協会の保証付き融資の残高が1,250万円以下(この融資を含む)
 国の緊急保証制度の指定業種(698業種)に該当する
 そのほか住所や納税状況などの要件あり

申込方法や取り扱い金融機関などくわしくは生活経済課 ☎内線2542へ

勤労者等生活資金融資 あっせん制度のご案内

勤労者等生活資金融資あっせん制度は、勤労者などに対して生活資金の融資をあっせんすることにより、生活の健全化を図ることを目的とした制度です。

資金用途が限定されており、金融機関、保証機関の審査によって、融資の可否が決定します。融資が決定した際の保証料は、市が全額補助します。

▶ 次の要件をすべて備えている方。 市内に1年以上居住している 同一事業所に2年以上勤務、もしくは自営業者の場合は2年以上継続して同一事業を営んでいる(ただし融資先金融機関が『中央労働金庫三鷹支店』の場合、継続勤務年数1年以上に軽減) 平成19年度市民税を完納している 本制度による債務がない

▶ 融資用途と限度額 医療費(出産費を含む) 冠婚葬祭費、教育費、住宅関係費は融資限度額120万円。物品購入費は融資限度額70万円。

▶ 借受人利率 年1.1%(平成20年度)

▶ 返済期間 5年以内(融資額70万円までは3年以内)

取り扱い金融機関

中央労働金庫三鷹支店(下連雀4-15-30) ☎44-6341、昭和信用金庫三鷹支店(上連雀8-4-8) ☎47-3131、西武信用金庫三鷹支店(下連雀4-17-9) ☎47-3281、多摩信用金庫三鷹駅前支店(下連雀3-34-20) ☎47-7385、多摩信用金庫三鷹下連雀支店(下連雀1-9-15) ☎44-2121

▶ 印鑑を持参し、原則として本人が生活経済課へ

あっせん申し込みから融資の可否決定までは通常3～4週間かかります。

申込方法や取り扱い金融機関などくわしくは生活経済課 ☎内線2543へ